

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方</p> <p><u>I-1-1 金融商品取引業者等の監督の目的と監督部局の役割</u></p> <p>金融商品市場において、投資者が積極的に資産運用を行うとともに、企業が円滑に資金調達を図るためには、金融商品市場が公正かつ効率的なものであることが大前提であり、金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、このような金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている。</p> <p>金融商品取引業者等の監督の目的は、金融商品取引業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、市場仲介機能等の適切な発揮を通じ、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することにある。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 金融商品市場において、投資者が積極的に資産運用を行うとともに、企業が円滑に資金調達を図るためには、金融商品市場が公正かつ効率的なものであることが大前提であり、金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、このような金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている。</u></p> <p>金融商品取引業者等の監督の目的は、金融商品取引業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、市場仲介機能等の適切な発揮を通じ、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することにある。</p> <p><u>(2) 金融庁としては、発足当初より、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。</u></p> <p><u>(3) 行政の透明性や公正性は、今後も行政運営の基本である。しかしながら、ルールを明確化しようとするばかり過度に詳細なチェックリスト等を策定し、問題の根本原因やこれが広がりをもって他の問題として生じ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>る可能性を踏まえた実質的な検証等を行うことなく、網羅的な検証項目に基づいた事後的かつ一律の検証を機械的に反復・継続するに止まれば、かえって、金融商品取引業者等において、経営全体や問題の根本原因を踏まえた真に重要な課題の把握、再発防止に向けた根本原因の解決、将来に向けた早め早めの対応、より良い実務に向けた創意工夫の発揮が進まない等の弊害を惹起しかねない。</u></p> <p><u>金融庁としては、各金融商品取引業者等の規模・特性やコンプライアンス等に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、金融商品取引業者等の検査を行う証券取引等監視委員会等（以下「検査部局」という。）と連携しながら、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により、重大な問題の発生を事前に予防し、併せて、必要に応じて、対話等を通じ金融商品取引業者等によるより良い実務に向けた様々な取組みを促していく。</u></p> <p><u>（参考）「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」</u> <u>（平成 30 年 6 月 29 日）</u></p> <p><u>（4）金融商品取引業者等の監督に携わる職員は、（1）から（3）の基本的考え方を踏まえつつ、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、監督行政の信認の確保に努めることとする。</u></p> <p><u>① 国民からの負託と職務倫理の保持</u></p> <p><u>自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たってはI-1（1）における金融商品取引業者等の監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを目指す。</u></p> <p>② <u>綱紀・品位、秘密の保持</u> <u>金融行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。</u></p> <p>③ <u>大局的かつ中長期的な視点</u> <u>金融サービスを利用する国民や企業の目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。</u></p> <p>④ <u>公正性・公平性</u> <u>法令等に基づく適正な手続きに則り、各金融商品取引業者等の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行する。また、国内の金融商品取引業者等と、日本において営業を行っている外国法人の金融商品取引業者等の支店又は外国法人の子会社である金融商品取引業者等との間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。</u></p> <p>⑤ <u>金融商品取引業者等の自主的努力の尊重</u> <u>I－1（1）における監督の目的を達成するためには、金融商品取引業者等による自主的な取組みと創意工夫が不可欠であることを自覚し、私企業である金融商品取引業者等の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮する。</u></p> <p>⑥ <u>自己研鑽</u> <u>諸外国を含む金融に関する法令・諸規制や金融商品取引業者等の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各金融商品取引業者等固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理等課題に応じた高い専門性に基づいた分析等</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>効果的な監督行政を行うためには、<u>検査部局（証券取引等監視委員会事務局及び金融庁検査局等。以下同じ。）の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが必要であり、実効性の高い監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</u></p> <p><u>このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融商品取引業者等の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。</u></p> <p><u>具体的には、金融商品取引業者等に対して投資者保護策を始めとする各種法令遵守の徹底を求めていくとともに、金融商品取引業者等との定期的・継続的な意見交換等により、業務の状況を適切に把握することや、金融商品取引業者等から提供された各種の情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、重要な役割といえる。</u></p> <p><u>特に、監督当局は、個別の金融商品取引業者等の状況のみならず、金融商品取引業者等全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他の金融商品取引業者等との比較分析を通じて、当該金融商品取引業者等が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の金融商品</u></p>	<p><u>が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。</u></p> <p>⑦ <u>適切かつ密接な組織内外の関係者との連携</u></p> <p><u>実効性の高い監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、庁内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>取引業者等への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。</u></p> <p><u>I-1-2 金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方</u></p> <p><u>上記を踏まえると、金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 検査部局との適切な連携の確保</u></p> <p><u>監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融商品取引業者等の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。</u></p> <p><u>① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。</u></p> <p><u>② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。</u></p> <p><u>(2) 金融商品取引業者等との十分な意思の疎通の確保</u></p> <p><u>金融商品取引業者等の監督に当たっては、金融商品取引業者等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督当局において</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>は、金融商品取引業者等からの報告だけではなく、日頃から十分な意思疎通を図ることを通じて積極的に情報収集する必要がある。具体的には、金融商品取引業者等との定期的な意見交換等を通じて、金融商品取引業者等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。</u></p> <p>(3) <u>金融商品取引業者等の自主的な努力の尊重</u></p> <p><u>監督当局は、私企業である金融商品取引業者等の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。金融商品取引業者等の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融商品取引業者等の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>効率的・効果的な監督事務の確保</u></p> <p><u>監督当局及び金融商品取引業者等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、金融商品取引業者等の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。従って、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>既報告や資料提出等については、金融商品取引業者等の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、金融商品取引業者等の意見を十分にヒアリングするとともに、検査部局等との適切な</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>連携に留意する。</u></p> <p><u>更に、多様化する金融商品取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。特に、国際的に活動する金融商品取引業者グループ（IV-5に定義するものをいう。）については、金融商品取引業者単体の監督と併せ、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行う必要がある。</u></p> <p><u>また、金融商品取引業者等の監督において、金融商品取引法（以下「金商法」という。）上に規定されている自主規制機関である金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）や金融商品取引所は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督上の連携を密接に行う必要がある。</u></p> <p><u>併せて、金融商品仲介業者に対する監督に当たっては、基本的に、所属金融商品取引業者等への監督を通じて、金融商品仲介業者が営む金融商品仲介業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。ただし、金融商品仲介業者に固有の問題がある場合や特定の金融商品仲介業者の間に共通の問題がある場合など、当局が直接に金融商品仲介業者を指導、監督する必要がある場合には、当該金融商品仲介業者の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。</u></p> <p><u>（注）金融商品取引業者等や金融商品仲介業者の営業所等のうち小規模なもの（例えば、小規模な郵便局等）に関して、金融商品取引業者等や金融商品仲介業者に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</u></p> <p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>I-2-1 監督指針策定の趣旨 (略)</p> <p>I-2-2 本監督指針の構成</p> <p>本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。</p> <p>そのため、「Ⅰ. 基本的考え方」、「Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者）又は登録金融機関を対象としつつ、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。</p> <p>また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「Ⅲ. 共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。</p> <p>従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「Ⅲ 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分を参照することとする。</p>	<p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>I-2-1 監督指針策定の趣旨 (略)</p> <p>I-2-2 本監督指針の構成</p> <p>(1) 本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。</p> <p>そのため、「Ⅰ. 基本的考え方」、「Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者）又は登録金融機関を対象としつつ、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。</p> <p>また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「Ⅲ. 共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。</p> <p>従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「Ⅲ 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分を参照することとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>また、「Ⅷ」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それまでの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。</p> <p>なお、金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者（X-2-1（1）に規定する取引所取引許可業者をいう。）がそれぞれの業務として行う高速取引行為については、本監督指針の別冊として策定された高速取引行為者向けの監督指針の着眼点等を準用することにより、監督上の対応を行うこととする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（参考）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 適用表 （略）</p> <p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>また、「Ⅷ」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それまでの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。</p> <p>なお、金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者（X-2-1（1）に規定する取引所取引許可業者をいう。）がそれぞれの業務として行う高速取引行為については、本監督指針の別冊として策定された高速取引行為者向けの監督指針の着眼点等を準用することにより、監督上の対応を行うこととする。</p> <p><u>（2） 金融庁は、監督に関する方針として、監督指針のほかに、分野別の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた用い方をするとともに、金融商品取引業者等に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。</u></p> <p>（参考）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 適用表 （略）</p> <p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p><u>Ⅱ-1 監督事務に係る基本的考え方</u></p> <p><u>前述（Ⅰ-1（1））のとおり、金融商品取引業者等の監督の目的を達成するためには、監督部局においても、金融商品取引業者等に対し、個々の金融商品取引業者等の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>このため、金融商品取引業者等の監督事務を行うに当たっては、まずは、各金融商品取引業者等がどの様にしてビジネスモデルの構築や市場の仲介機能の発揮、取引の公正性の確保、投資者の保護、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各金融商品取引業者等がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</u></p> <p><u>経営全体を見据えた重要課題に対応し、国民経済の健全な発展及び投資者の保護につなげていくには、各金融商品取引業者等が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、金融商品取引業者等自身で経営体制を変革していく必要がある。金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各金融商品取引業者等の取組みを促していく。</u></p> <p><u>その上で、上記の過程で、公益又は投資者保護上の観点から重大な問題が認められる場合や金融商品取引業者等の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 51 条等に基づく業務改善命令等の行政処分の発動等を検討することとする。</u></p> <p><u>さらに、金融商品取引業者等の監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。</u></p> <p><u>（１）金融商品取引業者等との十分な意思疎通の確保</u></p> <p><u>監督に当たっては、金融商品取引業者等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切に対応していくことが重要である。このため、監督部局においては、金融商品取引業者等からの報告に加え、金融商品取引業者等との健全かつ建設的な緊張関係の下で、必要に応じ、日頃から十分な</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む金融商品取引業者等の様々な役職員との定期・適時の面談や意見交換等を通じて、金融商品取引業者等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。</u></p> <p>(2) <u>金融商品取引業者等の自主的な努力の尊重</u></p> <p><u>監督部局は、私企業である金融商品取引業者等の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融商品取引業者等の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>効率的・効果的な監督事務の確保</u></p> <p><u>監督部局及び金融商品取引業者等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、金融商品取引業者等の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・有効性の向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>既報告や資料提出等については、金融商品取引業者等の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、金融商品取引業者等の意見を十分にヒアリングすることに留意する。</u></p> <p><u>また、金融商品取引業者等の監督において、金融商品取引法（以下「金</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>商法」という。）上に規定されている自主規制機関である金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）や金融商品取引所は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督上の連携を密接に行う必要がある。</u></p> <p><u>併せて、金融商品仲介業者に対する監督に当たっては、基本的に、所属金融商品取引業者等への監督を通じて、金融商品仲介業者が営む金融商品仲介業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。ただし、金融商品仲介業者に固有の問題がある場合や特定の金融商品仲介業者の間に共通の問題がある場合など、当局が直接に金融商品仲介業者を指導、監督する必要がある場合には、当該金融商品仲介業者の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。</u></p> <p><u>（注）金融商品取引業者等の小規模な営業所等に関して、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</u></p> <p><u>（４）複数の業態を含む金融グループのリスク管理</u></p> <p><u>我が国では、平成５年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成１０年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を経て、複数の業態を含む金融グループが形成されている。</u></p> <p><u>第一種金融商品取引業者又は投資運用業者による複数の業態を含む金融グループの形成は、金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与す</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>る可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある。</u></p> <p><u>かかる特性を踏まえれば、特に、国際的に活動する指定親会社グループ（Ⅳ－５に定義するものをいう。）及び特別金融商品取引業者グループ（Ⅳ－６に定義するものをいう。）においては、個別の金融機関の健全性等を確保するのみならず、グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について実態把握を行うことが重要である。</u></p> <p><u>また、第一種金融商品取引業者又は投資運用業者が他の業態の金融機関や外国の金融グループ、事業会社の子会社等である場合においても、金融商品取引業者の主要株主への監督権限のほか、深度あるヒアリング等により、金融商品取引業者に上記で挙げたリスクの波及やリスクの集中等が生じるおそれがないか検証することが重要である。</u></p> <p><u>なお、金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。</u></p> <p><u>（５）多様性を踏まえた監督事務の遂行</u></p> <p><u>金融商品取引業者等は、第一種金融商品取引業者に加え、第二種金融商品取引業者、投資運用業者、投資助言業者等といった様々な種類の業者が含まれており、その規模や特性、金商法等の法令等遵守態勢の状況等は様々である。そのため、金融商品取引業者等について、本監督指針に記載している監督事務を行うに際しては、かかる金融商品取引業者等の多様性</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>の性質・優先度に応じて、検査部局による立入検査を含むモニタリング手法を機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする継続的なモニタリングを実施する。</u></p> <p><u>モニタリング手法の使い分けについては、各金融商品取引業者等の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や当局側・金融商品取引業者等側における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえるものとする。基本的には、まず、経営・財務・リスク計数等に係る資料の分析や、金融商品取引業者等内外の関係者からのヒアリングといったモニタリングを実施し、足下の健全性・適切性等に係る課題が見られるかどうか等の分析結果を踏まえて、検査部局による立入検査の要否について判断するものとする。</u></p> <p>(2) 具体的手法</p> <p>① <u>実態把握及び対話の実施に当たっての前提行為</u></p> <p><u>イ. 情報収集・プロファイリング（特性把握）</u></p> <p><u>金融庁は、各金融商品取引業者等の特性や課題、改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況を把握することを目的としてモニタリングを実施する。この中には、金融商品取引業者等を巡る環境変化が及ぼす経営への影響やこれへの各金融商品取引業者等の対応状況について把握することも含まれる。</u></p> <p><u>また、内外の経済や金融・資本市場の動向と個々の金融商品取引業者等の行動は相互に影響を及ぼし得るため、その相互作用についても分析・把握する必要がある。</u></p> <p><u>こうした情報収集やプロファイリングは、日常的なモニタリングの成果の集積であり、特定の形式にとらわれるものではないが、例えば</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>以下のような視点で取組みを行っていく。</p> <p>a. マクロの視点</p> <p><u>経済、金融市場、政治、社会等内外の環境変化が各金融商品取引業者等や金融システムに与える影響について分析・把握する必要がある。そのため、例えば、庁内の関係部署や財務局、検査部局、関係省庁等と連携し、一般事業会社を含む国内外の不祥事、国内外の法令・制度の改正や判例の動向、海外当局や国際機関における議論の動向、経済・社会環境の変化（SDGsへの注目の高まり等）等の内外の環境変化に関する情報を収集した上で、同業他社や他業界、類似業務・商品、法制度等に潜む共通の課題を分析・把握することが有用となる。</u></p> <p><u>こうした情報収集・分析を通じた、問題事象の横展開・広がりの分析を通じ、金融セクター全体に内在する課題の把握・特定に努めていく。</u></p> <p>b. ミクロの視点</p> <p><u>金融商品取引業者等との実効性のある対話等を実現するためには、各金融商品取引業者等固有の実情についての深い知見の蓄積が不可欠である。特に、その出発点として、金融商品取引業者等が、それぞれの経営環境（顧客特性、競争環境等）の中でどのような姿を目指し、そのために何をしたいのかといった経営理念を確認することが必要となる。そのために、例えば次のような、当該金融商品取引業者等やそのステークホルダー（従業員、顧客、地域社会、株主等）からの情報収集が有用となる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>財務データやリスク計数データ等の定型資料のみならず、経営の意思決定に係る会議体の資料や議事録等を分析すること</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>決算やリスク管理に係る定期的なヒアリングのみならず、各部門の責任者をはじめとする各階層の者からビジネス動向等について随時ヒアリングを行うこと</u> ・ <u>金融商品取引業者等自身のリスク認識や業務のあり方を把握するため、内部監査部門、監査（等）委員・監査役、社外取締役等と意見交換を行うこと</u> ・ <u>金融サービス利用者相談室に対して寄せられた相談・苦情等の情報など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析すること</u> <p style="text-align: center;"><u>上記のような情報収集・分析やこれまでのモニタリングを通じて、金融商品取引業者等のビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を理解した上で、それぞれの課題や特性、金融商品取引業者等を巡る環境変化による影響について把握する。</u></p> <p>ロ. <u>優先課題の洗い出し及びモニタリング方針・計画策定</u></p> <p style="text-align: center;"><u>上記情報収集・特性把握を通じて特定された各金融商品取引業者等の課題や業態等に共通する横断的な課題については、金融商品取引業者等の経営陣と経営上の実質的な重要事項を議論するため、また、限られた行政資源を最大限有効活用するため、社会的要請など時々の重要度・緊急度も十分に踏まえ、優先順位を付ける必要がある。こうして特定された横断的な優先度の高い課題については、事務年度初に金融行政方針等で設定・公表する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>次に、各金融商品取引業者等特有の経営状況等を踏まえ、モニタリング方針・計画を策定し、優先課題への具体的な対応方針・計画を定</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>め、適正な人員配置等の体制を構築する必要がある。その際、金融商品取引業者等が実質的な重要事項の改善に経営資源を集中できるよう、重点的な課題の性質に応じて、検査部局による立入検査とそれ以外のモニタリング手法、各金融商品取引業者等のモニタリングと水平的なモニタリング等を使い分ける。</u></p> <p><u>また、期中に新たな課題が発生・発覚した場合にはモニタリング計画を柔軟に見直すなど、その時々に応じた適切なモニタリングを心掛ける。</u></p> <p>② <u>各金融商品取引業者等の詳細な実態把握</u></p> <p><u>実態把握のため、課題の性質又は対応の進捗、各金融商品取引業者等の実態に応じ、各種ヒアリングや任意の資料提出依頼、アンケート、法令上の報告徴求、検査部局による立入検査などの中から、最も効果的かつ効果的な手法を選択することとする。</u></p> <p><u>また、当局において、過去に情報を把握していたり、別途把握を行っている場合には、その内容を事前に確認の上、それらを最大限活用するなど金融商品取引業者等の負担軽減に配慮する。</u></p> <p><u>更に、一旦行った分析に基づきモニタリングを実施している場合においても、情報収集や実態把握、対話に基づき新たに課題が判明した場合には、新たな課題の性質に応じて、適切な対応を行っていく。</u></p> <p><u>選択された各手法については、それぞれ例えば次の点に留意して実施する。なお、いずれの手法を実施するにしても、当局がどのような課題を認識した上で、どのような議論を志向しているのかを、金融商品取引業者等に対して丁寧に説明していく。</u></p> <p><u>イ. 各種ヒアリング</u></p> <p><u>優先課題について金融商品取引業者等との相互理解を深めるため、</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>課題の性質に応じて経営トップ、各部門や各支店の責任者、実務者レベル等との間で重層的にヒアリングを行っていく。</u></p> <p><u>なお、ベストプラクティスの追求に向けた取組みについては、金融商品取引業者等が自らの置かれた環境と特性に応じ創意工夫を行うものであることを踏まえ、当局が特定の答えを押し付けることのないよう留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、こうした各種ヒアリングの一環として、金融商品取引業者等の施設内において、特定のテーマに関して一定期間集中的にヒアリングや対話を行う場合がある。</u></p> <p><u>ロ. 任意の資料提出依頼</u></p> <p><u>金融商品取引業者等の負担に配慮し、また、依頼趣旨が明確かつ正確に伝わるよう、当該依頼がどのような課題認識に基づくものか、そのためにどういった内容の資料が必要なのかといった点を明らかにし、金融商品取引業者等に対して丁寧に説明し理解を得るよう努める。その際、実施時期の分散、二重の依頼の回避、余裕をもった提出期限の設定といった金融商品取引業者等に課せられる負担の軽減に努めることとする。特に、アンケート等、複数の金融商品取引業者等を対象とする場合は、各金融商品取引業者等の特性・置かれた環境にも十分留意する。</u></p> <p><u>ハ. 法令上の報告徴求</u></p> <p><u>必要が認められる場合には法令に基づき報告を求める。その際、当該報告徴求が当局のどのような課題認識に基づくものか、金融商品取引業者等に対して丁寧に説明する。</u></p> <p><u>二. 法令に基づく立入検査</u></p> <p><u>足下の健全性・適切性等について詳細な検証が必要と判断された場</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>合等、必要が認められる場合には、検査部局に対し、法令に基づく立入検査の要請を行う。</u></p> <p>③ 対話</p> <p><u>対話は、取引の公正性の確保、投資者の保護やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、金融商品取引業者等の経営や市場の仲介機能の発揮の状況の改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況や、問題の性質に応じて実施される。</u></p> <p><u>対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、金融商品取引業者等が安心して自らの立場を主張できるよう努めつつ、まずは、金融商品取引業者等の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。</u></p> <p><u>更に、対話に当たっては、それまで、当局が各金融商品取引業者等と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。</u></p> <p><u>イ. 当局による実態把握において、取引の公正性の確保、投資者の保護やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の高まったことが認められた場合においても、まずは、金融商品取引業者等自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、当局と金融商品取引業者等との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこととする。但し、既に上記問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、当局が考える要改善事項の明確な指摘を行った上で各金融商品取引業者等の対応方針を確認する。</u></p> <p><u>ロ. 上記問題が発生する蓋然性が認められない金融商品取引業者等については、自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することで、ビジネスモデルやリスク管理の高度化への努力を続けるこ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>とが重要である。そこで、当局としては、日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各金融商品取引業者等の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各金融商品取引業者等の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答えを前提とすることなく、金融商品取引業者等自身に「気付き」を得てもらうことを目的に、金融商品取引業者等との間で、ビジネスモデルやリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する）。</u></p> <p>④ <u>多様な手法の柔軟かつ適切な組合せ</u></p> <p><u>上記のとおり、監督部局が金融商品取引業者等に対する行政対応として用いる手法は様々なものがあるが、有効性や当局側・金融商品取引業者等側における負担・費用等の観点から、それぞれメリット・デメリットがある。そこで、監督部局としては、各金融商品取引業者等における課題や取引の公正性の確保・投資者の保護・コンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無等その時々における個別具体的状況に応じて、各手法のメリットを最大限生かす柔軟な組み合わせを実現することで、有効かつ効率的な検査・監督事務の実現を目指す。例えば、既に述べた手法以外にも以下の方法が考えられる。</u></p> <p><u>・ 業界共通の状況や課題、特定分野における事例等をフィードバックすることは、金融商品取引業者等自身による創意工夫の発揮に資するものである。特に、これらの取組みを各金融商品取引業者等の有する課題に即してフィードバックを行うことで、当局・金融商品取引業者等間における高度の共通価値を構築した上での深度ある対話が可能となる。その場合においても、金融商品取引業者等の自主的な経営判断を尊重し、個別取引の判断に当局として不適切な介入を行うことのない</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>いように配慮する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融商品取引業者等が自主的に開示する経営方針やその改善に向けた取組み、市場の仲介機能の発揮状況といった情報は、金融商品取引業者等と当局との間の対話のみならず、顧客等の関係者との対話を深め、金融商品取引業者等による経営改善に向けた取組みに資する可能性がある。</u> ・ <u>各金融商品取引業者等の課題が市場仲介や顧客利便といった分野である場合は、当局・金融商品取引業者等間でのやり取りに終始するのではなく、取引先や利用者といった第三者にアンケートやヒアリングを実施し、その結果を当局・金融商品取引業者等間の対話の際にフィードバックすることで、対話の効果を高めることが可能となる。</u> ・ <u>必要に応じ、金融庁が、金融商品取引業者等以外の関係者と共通価値や目標を共有したり、金融庁としての各種分析や金融行政のスタンスを情報発信していくことで、金融商品取引業者等の経営環境に関係するステークホルダー等に働きかけることが考えられる。</u> <p>⑤ <u>モニタリング結果を踏まえた対応</u></p> <p><u>上記のモニタリング結果の還元については、認識が一致しない点については相違点を確認の上、継続的に議論を続けるなど、優先課題についての重点的な議論に適した進め方を工夫する。</u></p> <p><u>例えば、以下のような形で金融商品取引業者等に還元し、継続的な議論や必要に応じて改善対応を求めるなど、適切なフォローアップを行っていく。</u></p> <p><u>イ. 通年で実施したオン・オフのモニタリングの成果は、必要に応じ年間を通じた「フィードバックレター」として文書で交付する。</u></p> <p><u>ロ. 業界共通の課題については、上記「イ」のほか、金融レポート等で</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>公表する。</u></p> <p><u>モニタリングによって認められた問題点・収集した情報を①個別金融商品取引業者等限りのもの、②当該業態共通のもの、③他業態にも共通のもの、④当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等に影響するものに分類し、上記Ⅱ－１－２（２）①イのプロセス等を通じて、次期の金融行政方針やモニタリング計画に反映するほか、業態横断的な水平的モニタリングの検討、また、モニタリングのみに留まらない問題の広がりを踏まえた当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等への働きかけを行っていく。</u></p> <p><u>Ⅱ－１－３ 品質管理</u></p> <p><u>監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各金融商品取引業者等の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各金融商品取引業者等の創意工夫を尊重しているか、各金融商品取引業者等に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生を最大化という幅広い視点に立ちつつ、各金融商品取引業者等の業務運営が市場の公正及び投資者保護を確保するものとなるよう、監督事務の品質の確保に努める。</u></p> <p><u>そのため、監督局関係幹部等において、例えば次の点について、金融商品取引業者等から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報収集やヒアリング、対話にあたり、金融商品取引業者等に重複徴求等の過大な負担をかけないよう、業態別・分野別モニタリングチームの間で実効的な連携・情報共有を行っているか。また、資料提出依頼にあ</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>たり、依頼内容が明確か、各金融商品取引業者等の規模・特性に留意しているか、余裕をもった期限が設定されているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特性把握にあたり、各金融商品取引業者等の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を十分踏まえているか。また、当局担当者が思い込みには陥らないよう、客観的な資料・事実を踏まえているか。</u> ・ <u>優先課題の洗い出しにあたり、各金融商品取引業者等固有の実情に応じた経営上の実質的な重要課題に着目できているか。また、他の金融商品取引業者等や業態に広がりを持つ共通的な課題を見落としていないか。</u> ・ <u>モニタリング方針・計画の策定にあたり、適切なモニタリングの対象や手法が選択されモニタリングの実施を行う体制が整備されているか。</u> ・ <u>報告徴求にあたり、当局の課題認識を金融商品取引業者等に丁寧に説明しているか。</u> ・ <u>上記Ⅱ－１－２（２）③を踏まえ、適切な対話になっているか。また、対話が一方的な指導となっていないか。</u> ・ <u>モニタリングの結果認められた課題や問題点について、根本原因分析が行われているか。</u> ・ <u>モニタリング結果の還元にあたり、優先課題を重点的に議論するために最も適した方法が選択されているか。また、還元する内容について、問題の重要性に応じた的確な議論や改善の要請等ができているか、些末な問題を指摘していないか、不適切な経営介入を行う結果となっていないか。</u> <p><u>その際、幹部が金融商品取引業者等を訪問し、金融商品取引業者等から直接モニタリングについての意見を聞くなど、金融商品取引業者等からの率直な意見や批判を受ける機会を充実させるよう努める。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1) <u>事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表</u> <u>監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表することとする。</u></p> <p>(2) <u>定期的なヒアリング</u> <u>オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者に対し、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</u> <u>なお、業種によっては、監督上の必要性や監督事務の効率的な遂行の観点から、必ずしも定期的なヒアリングに馴染まないものもあると考えられるため、創意・工夫により効率的・効果的なモニタリングに努めるものとする。</u></p> <p>① <u>決算ヒアリング</u> <u>半期ないし四半期ごとに、決算の状況や財務上の課題等についてヒアリングを実施することとする。なお、具体的なヒアリングの実施に当たっては、金融商品取引業者の財務内容、業務内容等に応じて対象先を適宜抽出するなど、効率的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>② <u>総合的なヒアリング</u> <u>金融商品取引業者の決算状況等を踏まえ、経営戦略及び業務展開方針、各種リスク管理・収益管理態勢、ガバナンスの構築等に関して、ヒアリング</u></p>	<p><u>また、金融商品取引業者等及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する評価や有識者会議等を通じた外部有識者からの意見聴取を実施する。</u></p> <p>II-1-4 一般的な監督事務</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>を行う。また、必要に応じて、監督部局幹部による金融商品取引業者の経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 随時のヒアリング</u> <u>金融商品取引業者の業績や戦略の変化、金利・資産価格の変動等の経済情勢の動きや投資者保護上の問題、金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に影響を及ぼしかねない事象の発生など、監督上の必要が認められる場合には、オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者の経営者に対するトップヒアリングを含め随時ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p><u>(4) モニタリング調査表の提出について (略)</u></p> <p><u>(5) 行政処分に係る公告の留意事項 (略)</u></p> <p><u>(6) 無登録業者等及び類似商号使用者の実態把握等</u> 投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、無登録・無届けで金融商品取引業等を行っている者及び金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号又は名称を使用している者を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。 特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) モニタリング調査表の提出について (略)</u></p> <p><u>(2) 行政処分に係る公告の留意事項 (略)</u></p> <p><u>(3) 無登録業者等及び類似商号使用者の実態把握等</u> 投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・<u>金融商品取引業協会</u>等からの情報提供又は新聞広告等から、無登録・無届けで金融商品取引業等を行っている者及び金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号又は名称を使用している者を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。 特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(7) 無登録業者等に係る対応について (略)</p> <p>(8) 類似商号使用者に係る対応について (略)</p> <p>II-1-2 監督部局間の連携</p> <p>(1) 金融庁と財務局における連携 金融庁と財務局との間では、金融商品取引業者等を監督する上で必要と考えられる情報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を図る必要がある。そのため、II-1-5に掲げる内部委任事務に係る協議等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する金融商品取引業者等について、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときは、適宜監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。</p> <p>(2) 管轄財務局長との連絡調整 (略)</p> <p>II-1-3 検査部局との連携 <u>監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い監督を実現することが重要であることから、検査部局との連携について、以下の点に十分留意するものとする。</u></p> <p>(1) オフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点の検査部局への還元</p>	<p>(4) 無登録業者等に係る対応について (略)</p> <p>(5) 類似商号使用者に係る対応について (略)</p> <p>II-1-5 監督部局間の連携</p> <p>(1) 金融庁と財務局における連携 金融庁と財務局との間では、金融商品取引業者等を監督する上で必要と考えられる情報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を図る必要がある。そのため、II-1-7に掲げる内部委任事務に係る協議等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する金融商品取引業者等について、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときは、適宜監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。</p> <p>(2) 管轄財務局長との連絡調整 (略)</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した金融商品取引業者等の問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元するものとする。</u></p> <p><u>具体的には、監督部局は、検査部局に対し、以下のような金融商品取引業者等の現状等についての説明を行うものとする。</u></p> <p>① <u>前回検査から当該時点までの金融商品取引業者等の主な動き（他社との提携、増資、経営陣の交代等）</u></p> <p>② <u>合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している金融商品取引業者等については、経営再編のスケジュール等</u></p> <p>③ <u>直近決算の分析結果</u></p> <p>④ <u>リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果</u></p> <p>⑤ <u>総合的なヒアリングの結果</u></p> <p>⑥ <u>監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況</u></p> <p>⑦ <u>監督部局として検査で重視すべきと考える点</u></p> <p>⑧ <u>その他</u></p> <p><u>(2) 検査を通じて把握された問題点に係る監督上の対応</u></p> <p><u>検査部局が実施した金融商品取引業者等に対する検査について、その検査結果を監督業務に適切に反映させる観点から、Ⅱ-5に基づき行政処分その他の措置を検討することとする。</u></p> <p><u>(3) 検査・監督連携会議の開催</u></p> <p>① <u>監督部局と検査部局との間の適切な連携を図るため、検査・監督連携会議を開催する。本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>催す他必要に応じて適宜開催することとする。</u></p> <p><u>② 本会議においては、新事務年度の金融商品取引業者等に対する検査・監督上の重要項目などの課題について、意見交換等を行うこととする。</u></p> <p>Ⅱ－１－<u>４</u> 自主規制機関との連携 (略)</p> <p>Ⅱ－１－<u>５</u> 内部委任 (１)～(３) (略) (４) 留意点 登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－１－<u>５</u> (１) ②、③、⑦及び⑩から⑫まで、(２) ②、④及び⑦、(３) ②、③及び⑤は適用しない。</p> <p>Ⅱ－１－<u>６</u> 金融商品取引業者等が提出する書類等における記載上の留意点 (略)</p> <p>Ⅱ－２ 相談・苦情等への対応 (略)</p> <p>Ⅱ－３ 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>Ⅱ－３－１ 法令照会 (略)</p> <p>Ⅱ－３－２ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） (略)</p>	<p>Ⅱ－１－<u>６</u> 自主規制機関との連携 (略)</p> <p>Ⅱ－１－<u>７</u> 内部委任 (略) (１)～(３) (略) (４) 留意点 登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－１－<u>７</u> (１) ②、③、⑦及び⑩から⑫まで、(２) ②、④及び⑦、(３) ②、③及び⑤は適用しない。</p> <p>Ⅱ－１－<u>８</u> 金融商品取引業者等が提出する書類等における記載上の留意点 (略)</p> <p>Ⅱ－２ 相談・苦情等への対応 (略)</p> <p>Ⅱ－３ 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>Ⅱ－３－１ 法令照会 (略)</p> <p>Ⅱ－３－２ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－３－３ グレーゾーン解消制度</p> <p>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第９条第１項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成 26 年 1 月 20 日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</p> <p>（１）照会窓口</p> <p>照会窓口は、<u>金融庁総務企画局政策課</u>とする。</p> <p>なお、照会窓口たる<u>金融庁総務企画局政策課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>財務局監理金融商品取引業者等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総務企画局政策課</u>に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</p>	<p>Ⅱ－３－３ グレーゾーン解消制度</p> <p>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第９条第１項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成 26 年 1 月 20 日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</p> <p>（１）照会窓口</p> <p>照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。</p> <p>なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>財務局監理金融商品取引業者等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(注) 財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総務企画局政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに関し、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、総務企画局政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、<u>総務企画局政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合には、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口へ到達してから原則として1ヵ月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p>	<p>(注) 財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに関し、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、総合政策局総合政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合には、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口へ到達してから原則として1ヵ月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1ヵ月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総務企画局政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総務企画局政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、<u>総務企画局政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</p> <p>また、当該関係行政機関の長から、原則として1ヵ月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これ</p>	<p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1ヵ月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、<u>総合政策局総合政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</p> <p>また、当該関係行政機関の長から、原則として1ヵ月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>らを提出者に通知するものとする。</p> <p>II-4 行政指導等を行う際の留意点等（略）</p> <p>II-5 行政処分を行う際の留意点（略）</p> <p>II-5-1 検査結果等への対応（略）</p> <p>II-5-2 金商法第 51 条から第 52 条の 2 第 1 項までの規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）</p> <p>（1）、（2）（略）</p> <p>（3）軽減事由</p> <p>上記（1）及び（2）の他に、行政による対応に先行して、金融商品取引業者等自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。</p> <p>II-5-3～II-5-8 （略）</p> <p>II-5-9 不利益処分の公表に関する考え方</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>上記（1）以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部</u></p>	<p>らを提出者に通知するものとする。</p> <p>II-4 行政指導等を行う際の留意点等（略）</p> <p>II-5 行政処分を行う際の留意点（略）</p> <p>II-5-1 検査結果等への対応（略）</p> <p>II-5-2 金商法第 51 条から第 52 条の 2 第 1 項までの規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）</p> <p>（1）、（2）（略）</p> <p>（3）軽減事由</p> <p>上記（1）及び（2）の他に、行政による対応に先行して、金融商品取引業者等自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。<u>特に、金融商品取引業者等が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。</u></p> <p>II-5-3～II-5-8 （略）</p> <p>II-5-9 不利益処分の公表に関する考え方</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）業務改善命令等の不利益処分については、他の金融商品取引業者等にお</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>局職員の心得（行動規範）」Ⅰ－５（透明性）に規定された考え方によることに留意する。</p> <p>すなわち、業務改善命令等の不利益処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融商品取引業者等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。</p> <p>Ⅱ－６ 準用</p> <p>（１）適格機関投資家等特例業務等を行う者への準用</p> <p>適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第 63 条第 2 項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号。以下、Ⅵ－２－９－１を除いて「改正法」という。）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を行う者に係る事務処理については、Ⅱ－１－<u>1</u>（<u>5</u>）から（<u>7</u>）まで、Ⅱ－<u>1</u>－<u>2</u>（<u>1</u>）、Ⅱ－<u>1</u>－<u>3</u>、Ⅱ－<u>1</u>－<u>5</u>（<u>1</u>）⑤及び⑨、（<u>2</u>）③、Ⅱ－<u>1</u>－<u>6</u>、Ⅱ－<u>2</u>、Ⅱ－<u>3</u>、Ⅱ－<u>4</u>並びにⅡ－<u>5</u>の各規定に準ずるものとするほか、Ⅱ－<u>1</u>－<u>5</u>（<u>3</u>）に規定する財務事務所長等への再委任については、以下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>① 金商法第 63 条第 2 項、第 8 項及び第 13 項、金商法第 63 条の 2 第 2 項から第 4 項まで（これらの規定を金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項にお</p>	<p>ける予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融商品取引業者等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。</p> <p>Ⅱ－６ 準用</p> <p>（１）適格機関投資家等特例業務等を行う者への準用</p> <p>適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第 63 条第 2 項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号。以下、Ⅵ－２－９－１を除いて「改正法」という。）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を行う者に係る事務処理については、Ⅱ－<u>1</u>－<u>4</u>（<u>2</u>）から（<u>4</u>）まで、Ⅱ－<u>1</u>－<u>5</u>（<u>1</u>）、Ⅱ－<u>1</u>－<u>7</u>（<u>1</u>）⑤及び⑨、（<u>2</u>）③、Ⅱ－<u>1</u>－<u>8</u>、Ⅱ－<u>2</u>、Ⅱ－<u>3</u>、Ⅱ－<u>4</u>並びにⅡ－<u>5</u>の各規定に準ずるものとするほか、Ⅱ－<u>1</u>－<u>7</u>（<u>3</u>）に規定する財務事務所長等への再委任については、以下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>① 金商法第 63 条第 2 項、第 8 項及び第 13 項、金商法第 63 条の 2 第 2 項から第 4 項まで（これらの規定を金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項にお</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>いて適用する場合を含む。以下、Ⅸにおいて同じ。)並びに金商法第63条の3第1項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>② 金商法第63条第9項及び第10項(これらの規定を金商法第63条の3第2項において準用する場合を含む。以下、Ⅸにおいて同じ。)の規定による契約書の写しの受理に関する事務</p> <p>③ 金商法第63条の4第2項(金商法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。)の規定により提出される書類の受理に関する事務</p> <p>(2) 金融商品仲介業者への準用</p> <p>金融商品仲介業者に係る事務処理については、Ⅱ-1-1(6)及び(7)、Ⅱ-1-3、Ⅱ-1-5、Ⅱ-1-6、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5の各規定に、金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、Ⅱ-1-2(2)①及び②の規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>① 財務局長は、金融庁長官及び他の財務局長が所管する金融商品取引業者等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の監督にあたっては、当該所属金融商品取引業者等を所管する金融庁長官又は財務局長に、当該所属金融商品取引業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</p> <p>② 財務局長は、管轄する区域に、他の財務局長が所管する金融商品仲介業者の営業所又は事務所が所在する場合には、当該金融商品仲介業者を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</p>	<p>いて適用する場合を含む。以下、Ⅸにおいて同じ。)並びに金商法第63条の3第1項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>② 金商法第63条第9項及び第10項(これらの規定を金商法第63条の3第2項において準用する場合を含む。以下、Ⅸにおいて同じ。)の規定による契約書の写しの受理に関する事務</p> <p>③ 金商法第63条の4第2項(金商法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。)の規定により提出される書類の受理に関する事務</p> <p>(2) 金融商品仲介業者への準用</p> <p>金融商品仲介業者に係る事務処理については、Ⅱ-1-4(3)及び(4)、Ⅱ-1-7、Ⅱ-1-8、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5の各規定に、金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、Ⅱ-1-5(2)①及び②の規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>① 財務局長は、金融庁長官及び他の財務局長が所管する金融商品取引業者等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の監督にあたっては、当該所属金融商品取引業者等を所管する金融庁長官又は財務局長に、当該所属金融商品取引業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</p> <p>② 財務局長は、管轄する区域に、他の財務局長が所管する金融商品仲介業者の営業所又は事務所が所在する場合には、当該金融商品仲介業者を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 証券金融会社への準用 証券金融会社に係る事務処理については、<u>Ⅱ-1-3</u>、<u>Ⅱ-1-6</u>、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4及びⅡ-5に準ずるものとする。</p> <p>(4) 投資法人への準用 投資法人に係る事務処理については、<u>Ⅱ-1-1 (6)</u>及び<u>(7)</u>、<u>Ⅱ-1-3</u>、<u>Ⅱ-1-6</u>、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>(5) 商品投資販売業者への準用 商品投資販売業者に係る商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく事務処理については、<u>Ⅱ-1-2 (1)</u>及び<u>(2) ②</u>、<u>Ⅱ-1-3</u>、<u>Ⅱ-1-4</u>、<u>Ⅱ-1-5 (1)</u>、<u>Ⅱ-1-6</u>、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5（Ⅱ-5-9（1）を除く。）に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ-1 経営管理（共通編）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 監督手法・対応 下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証するこ</p>	<p>(3) 証券金融会社への準用 証券金融会社に係る事務処理については、<u>Ⅱ-1-8</u>、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4及びⅡ-5に準ずるものとする。</p> <p>(4) 投資法人への準用 投資法人に係る事務処理については、<u>Ⅱ-1-4 (3)</u>及び<u>(4)</u>、<u>Ⅱ-1-8</u>、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>(5) 商品投資販売業者への準用 商品投資販売業者に係る商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく事務処理については、<u>Ⅱ-1-5 (1)</u>及び<u>(2) ②</u>、<u>Ⅱ-1-6</u>、<u>Ⅱ-1-7 (1)</u>、<u>Ⅱ-1-8</u>、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5（Ⅱ-5-9（1）を除く。）に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ-1 経営管理（共通編）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 監督手法・対応 下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証するこ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ととする。</p> <p>① <u>総合的なヒアリング</u>（Ⅱ－１－１（２）参照）</p> <p><u>総合的なヒアリング</u>において、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に対して直接にトップヒアリングを行うこととする。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－１～Ⅲ－２－７ （略）</p> <p>Ⅲ－２－８ システムリスク管理態勢</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクをいうが、金融商品取引業者の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、金融商品取引業者の情報システムは一段と高度化・複雑化し、更にコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセスや漏えい等のリスクが大きくなっている。</p> <p>システムが安全かつ安定的に稼動することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>ととする。</p> <p>① <u>経営上の課題等に関するヒアリング</u></p> <p>経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、<u>必要に応じ</u>、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に対して直接にトップヒアリングを行うこととする。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－１～Ⅲ－２－７ （略）</p> <p>Ⅲ－２－８ システムリスク管理態勢</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクをいうが、金融商品取引業者の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、金融商品取引業者の情報システムは一段と高度化・複雑化し、更にコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセスや漏えい等のリスクが大きくなっている。</p> <p>システムが安全かつ安定的に稼動することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p><u>また、金融機関の IT 戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や金融機関のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、金融機関において経営戦略を IT 戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) 主な着眼点 (略)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ システム統合リスク</p> <p>イ. 金融商品取引業者の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。</p> <p>ロ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。</p> <p>ハ. 業務を外部委託する場合であっても、金融商品取引業者自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。</p> <p>ニ. システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。</p> <p>ホ. 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>観点から、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「IT ガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっており、かかる点の重要性は金融商品取引業者等についても同様である。</u></p> <p><u>(参考) 金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理 (平成 31 年 6 月)</u></p> <p>(1) 主な着眼点 (略)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ システム統合リスク</p> <p>イ. 金融商品取引業者の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。</p> <p>ロ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。</p> <p>ハ. 業務を外部委託する場合であっても、金融商品取引業者自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。</p> <p>ニ. システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。</p> <p>ホ. 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。</p> <p><u>(参考) システム統合リスクに関する検証に当たっての着眼点については、金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理 (平成 31 年 6 月) 別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑪ (略)</p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>Ⅲ-2-9~Ⅲ-2-13 (略)</p> <p>Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)</p> <p>Ⅳ-1 経営管理 (第一種金融商品取引業) (略)</p> <p>Ⅳ-1-1、Ⅳ-1-2 (略)</p> <p>Ⅳ-1-3 利益相反管理体制の整備</p> <p>(1) 利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方 金融機関の提供するサービスの多様化や、<u>世界的な金融コングロマリット化の進展</u>に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、証券会社等 (第一種金融商品取引業 (有価証券関連業に限る。)) を行う者をいう。以下同じ。) においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、各証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。</p> <p>こうしたことから、金商法第 36 条第 2 項に基づき、証券会社等が自社及</p>	<p><u>方・着眼点 (詳細編)</u>」も参考となる。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>Ⅲ-2-9~Ⅲ-2-13 (略)</p> <p>Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)</p> <p>Ⅳ-1 経営管理 (第一種金融商品取引業) (略)</p> <p>Ⅳ-1-1、Ⅳ-1-2 (略)</p> <p>Ⅳ-1-3 利益相反管理体制の整備</p> <p>(1) 利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方 金融機関の提供するサービスの多様化や、<u>業態を跨ぐ形での国際的なグループ化の進展</u>に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、証券会社等 (第一種金融商品取引業 (有価証券関連業に限る。)) を行う者をいう。以下同じ。) においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、各証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。</p> <p>こうしたことから、金商法第 36 条第 2 項に基づき、証券会社等が自社及</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。</p> <p>なお、証券会社等は、一定の条件の下で、その親法人等又は子法人等（以下「親子法人等」という。）との間で非公開情報の授受を行うことが認められている。これを踏まえ、当該証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務（金融商品取引業以外の業務を含む。）に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、その際には、顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク（社会的評価又は金融市場における信用が傷つくリスクをいう。以下同じ。）が顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい。</p> <p>一方、証券会社等のグループ会社の中には、当該証券会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。このように、証券会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</p> <p>また、証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。</p>	<p>びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。</p> <p>なお、証券会社等は、一定の条件の下で、その親法人等又は子法人等（以下「親子法人等」という。）との間で非公開情報の授受を行うことが認められている。これを踏まえ、当該証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務（金融商品取引業以外の業務を含む。）に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、その際には、顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク（社会的評価又は金融市場における信用が傷つくリスクをいう。以下同じ。）が顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい。</p> <p>一方、証券会社等のグループ会社の中には、当該証券会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。このように、証券会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</p> <p>また、証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
これらを踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。	これらを踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。
(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)
IV-2、IV-3 (略)	IV-2、IV-3 (略)
IV-4 諸手続 (第一種金融商品取引業)	IV-4 諸手続 (第一種金融商品取引業)
IV-4-1 登録 (略)	IV-4-1 登録 (略)
IV-4-2 承認及び届出等	IV-4-2 承認及び届出等
IV-4-2-1 認可 (略)	IV-4-2-1 認可 (略)
IV-4-2-2 承認 (略)	IV-4-2-2 承認 (略)
IV-4-2-3 届出	IV-4-2-3 届出
<p>金商法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下の点に留意して取り扱うこととする。特に、金商法第 35 条第 2 項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、</p>	<p>金商法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下の点に留意して取り扱うこととする。特に、金商法第 35 条第 2 項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>合致しない業務については、金商法第 35 条第 4 項の規定による承認申請を行わせるものとする。</p> <p><u>(1) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u></p> <p>① 取扱対象</p> <p><u>取扱対象が純度が高く世界的に市場の確立した流通性の高い金地金又は金貨となっているか。</u></p> <p>② 仕入れ</p> <p><u>仕入先との契約に当たっては、①自社が原則として在庫を所有しないこと、②仕入れた現物については必ず仕入先が買取りに応じることの2点を当該契約に盛り込むことにより、自社又は関連会社等が過大な在庫を所有することがないこととなっているか。なお、金地金の売付け及び買戻しに関する契約で、当該契約に定められた金額により当該金地金を買戻す旨の定めがあるもの（以下「延べ取引」という。）においては、先物予約の履行を担保する旨を仕入先との契約に盛り込んでいるか。</u></p> <p>③ 対顧客業務</p> <p>イ. 販売方法</p> <p><u>販売方法について、以下の点が遵守されているか。</u></p> <p>a. <u>現物取引に限るものとし、先物取引は行わないこと。</u></p> <p>b. <u>累積投資の方法による販売は、顧客に対し、事前にその仕組みを明示した書面を交付し十分な説明を行うなど適正に行うこと。</u></p> <p>ロ. 勧誘</p> <p><u>金投資は、投資者自身の判断と責任において行われるべきものであり、投資勧誘に際しては、以下の点が遵守されているか。</u></p> <p>a. <u>金価格の動きに関し断定的判断を提供して行う勧誘は行わない。</u></p> <p>b. <u>投資者の意向、金投資に関する知識及び経験並びに投資資金の量</u></p>	<p>合致しない業務については、金商法第 35 条第 4 項の規定による承認申請を行わせるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>及び性格に応じた適切な投資勧誘を行うこと。</u></p> <p><u>c. 損失補償を約したり、特別な利益を提供して行う投資勧誘は行わないこと。</u></p> <p><u>d. 短期間に頻繁に売買（有価証券と金との乗換え売買を含む。）を行うことを勧誘しないこと。</u></p> <p><u>e. 顧客から売買の別、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行う売買取引は行わないこと。</u></p> <p><u>ハ. 顧客への証書等の交付</u></p> <p><u>顧客への証書等の交付に際しては、以下の点が遵守されているか。</u></p> <p><u>a. 保護預り証等の交付</u></p> <p><u>保護預り取引又は現物引渡し取引のそれぞれの場合に応じ、保護預り証（保護預り取引の場合に限る。）、受渡計算書、買取請求書（現物引渡し取引の場合、現物に付して自社が買取りに応じる旨を明示した書類）等顧客との権利義務関係を明確にするため又は取引の円滑化を図るため必要な証書等を顧客に交付すること。</u></p> <p><u>ただし、延べ取引については、売買の内容及び寄託残高について受渡しの都度取引明細書を交付する場合にはその交付をもって保護預り証の交付に代えることができるものとする。また、あらかじめ契約で定められた方法により一定期間ごとに一定額の金地金を顧客に売りつけるもの（以下「金地金累積投資」という。）については金地金の買付けの履歴及び保護預り残高を記載した通知書を6月に1回以上交付する場合には、保護預り証、受渡計算書の交付を省略できるものとする。</u></p> <p><u>b. 金地金取引約款の交付</u></p> <p><u>保護預り取引又は現物引渡し取引のいずれの場合にも、金地金取</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>引に係る事故防止並びに投資者保護の観点から、顧客との権利義務に係る事項等を明示した金地金取引約款を取引開始時及び当該約款の内容の変更時に必ず顧客に交付すること。</u></p> <p>二. <u>価格の決定等</u></p> <p><u>価格の決定等には、以下の点が遵守されているか。</u></p> <p>a. <u>売買価格は、円建てとし、国内及び海外市場における取引価格、外国為替相場等を斟酌して適正に決定すること。また、延べ取引に係る仕入先に対する買付価格については実勢価格とし、売戻価格及び顧客との売買価格はそれを基準に算出すること。</u></p> <p>b. <u>毎取引日において売買価格をすべての取扱店舗の店頭に表示し、その価格により約定するものとし、予約注文又は成行注文は行わないこと。</u></p> <p>④ <u>保管</u></p> <p><u>保管について、以下の点が遵守されているか。</u></p> <p>イ. <u>保護預り証、現物引換証及び現物受付票等、現物の寄託に基づき発行する預り証については、その譲渡・質入れは行わないこと。</u></p> <p>ロ. <u>現物を取り扱う金融商品取引業者が保護預り取引を行うに当たっては、預り業務に見合う現物の手当てを行い、保管すること。</u></p> <p>ハ. <u>保護預り残高については、1年に1回以上照合通知書によりその残高を顧客に通知すること。</u></p> <p>⑤ <u>買取り</u></p> <p><u>自社が販売した金地金（保護預り証による場合を含む。）については、顧客から買取り請求があった場合には、原則として店頭においてこれを買取ることにしているか。</u></p> <p>⑥ <u>代理業務等</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>金地金の売買取引の委託に係る代理業務若しくは媒介業務（以下「代理業務等」という。）は、次に定めるところにより行う延べ取引及び金地金累積投資に係るものに限ることとしているか。</u></p> <p><u>イ. 延べ取引の委託の代理業務等</u></p> <p><u>a. 延べ取引に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集金融商品取引業者又は金卸売業者（以下「募集金融商品取引業者等」という。）に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われる延べ取引に係る業務の全部又は一部を募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。</u></p> <p><u>b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。</u></p> <p><u>i) 延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、申込みに係る延べ取引が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けること。</u></p> <p><u>ii) 代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。</u></p> <p><u>ロ. 金地金累積投資の委託の代理業務等</u></p> <p><u>a. 金地金累積投資に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集金融商品取引業者等に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われるべき金地金累積投資に係る業務の一部又は全てを募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。</u></p> <p><u>b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>i) 金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、申込みに係る金地金累積投資が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けること。</u></p> <p><u>ii) 代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。</u></p> <p>(2) 民法第667条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務及び商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行う業務を除く。）</p> <p>金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員若しくは使用人は、顧客に対し組合契約の締結等の勧誘を行うに当たっては、契約内容につき十分な説明を行うとともに、顧客の意向、当該組合に関する知識及び経験並びに資力及び資金の性質等に応じた適正な勧誘が行われているか。また、契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し顧客に交付しているか。</p> <p>(3) 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</p> <p>① 取扱対象</p> <p>貸出参加契約とは、平成7年6月1日に日本公認会計士協会が公表した「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」において想定されるものをいう。</p> <p>② 業務の運営等</p> <p>業務の運営等について、以下の諸点が遵守されているか。</p> <p>イ. 業務遂行に当たっては、原債務者及び譲受者の保護に十分に配慮す</p>	<p>(1) 民法第667条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務及び商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行う業務を除く。）</p> <p>金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員若しくは使用人は、顧客に対し組合契約の締結等の勧誘を行うに当たっては、契約内容につき十分な説明を行うとともに、顧客の意向、当該組合に関する知識及び経験並びに資力及び資金の性質等に応じた適正な勧誘が行われているか。また、契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し顧客に交付しているか。</p> <p>(2) 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</p> <p>① 取扱対象</p> <p>貸出参加契約とは、平成7年6月1日に日本公認会計士協会が公表した「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」において想定されるものをいう。</p> <p>② 業務の運営等</p> <p>業務の運営等について、以下の諸点が遵守されているか。</p> <p>イ. 業務遂行に当たっては、原債務者及び譲受者の保護に十分に配慮す</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ること。</p> <p>ロ. 取扱債権等の性格・内容等について譲受者に対し十分な説明を行うこと。</p> <p>ハ. 取扱債権等に対する評価体制を整え、適正な価格形成を行うこと。</p> <p>ニ. 譲受者の意向、経験及び資力に照らして適切な勧誘を行うこと。</p> <p>ホ. 契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し譲受者に交付すること。</p> <p>IV-4-2-4 累積投資業務に係る留意事項 (略)</p> <p>IV-4-3~IV-4-5 (略)</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>大規模で複雑な業務を行う金融商品取引業者グループについては、リスクの集中によって、金融システムに与える潜在的なリスクが高まっている。一方、特に国際的に活動するグループを中心に、組織の巨大化・縦割り化に伴って、グループ全体の経営管理が難しくなり、グループ全体のリスクの所在についても不明確になってきている。そのため、金融商品取引業者が大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行っている場合に、当該金融商品取引業者がグループ内の親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻に至ることで、金融商品取引業者の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムへの悪影響が懸念されるおそれがある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う金融商品取引業者について、連結ベースの規制・監督の対象とする観点から、大</p>	<p>ること。</p> <p>ロ. 取扱債権等の性格・内容等について譲受者に対し十分な説明を行うこと。</p> <p>ハ. 取扱債権等に対する評価体制を整え、適正な価格形成を行うこと。</p> <p>ニ. 譲受者の意向、経験及び資力に照らして適切な勧誘を行うこと。</p> <p>ホ. 契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し譲受者に交付すること。</p> <p>IV-4-2-4 累積投資業務に係る留意事項 (略)</p> <p>IV-4-3~IV-4-5 (略)</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>大規模で複雑な業務を行う金融商品取引業者グループについては、リスクの集中によって、金融システムに与える潜在的なリスクが高まっている。一方、特に国際的に活動するグループを中心に、組織の巨大化・縦割り化に伴って、グループ全体の経営管理が難しくなり、グループ全体のリスクの所在についても不明確になってきている。そのため、金融商品取引業者が大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行っている場合に、当該金融商品取引業者がグループ内の親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻に至ることで、金融商品取引業者の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムへの悪影響が懸念されるおそれがある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う金融商品取引業者について、連結ベースの規制・監督の対象とする観点から、大</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>規模な金融商品取引業者のうち、グループ内で金融業務を行っていると思われるものについては、親会社を含むグループ全体に係る連結規制・監督（いわゆる「川上連結」）の対象とすることとされたところである。</p> <p>この川上連結の対象となる指定親会社グループについては、適切な経営管理の下で、グループベースでの強固で包括的なリスク管理を徹底させることが重要であり、<u>金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえつつ</u>、特に以下の点にも留意して監督を行うこととする。</p> <p>なお、「指定親会社グループ」とは、指定親会社及びその子法人等で構成されるグループをいう。</p>	<p>規模な金融商品取引業者のうち、グループ内で金融業務を行っていると思われるものについては、親会社を含むグループ全体に係る連結規制・監督（いわゆる「川上連結」）の対象とすることとされたところである。</p> <p>この川上連結の対象となる指定親会社グループについては、適切な経営管理の下で、グループベースでの強固で包括的なリスク管理を徹底させることが重要であり、特に以下の点にも留意して監督を行うこととする。</p> <p>なお、「指定親会社グループ」とは、指定親会社及びその子法人等で構成されるグループをいう。</p>
IV-5-1 経営管理	IV-5-1 経営管理
IV-5-1-1 (略)	IV-5-1-1 (略)
IV-5-1-2 (略)	IV-5-1-2 (略)
IV-5-1-3 監査等委員会設置会社である指定親会社の場合 (略)	IV-5-1-3 監査等委員会設置会社である指定親会社の場合 (略)
IV-5-2 (略)	IV-5-2 (略)
IV-5-3 自己資本の充実	IV-5-3 自己資本の充実
<p>指定親会社グループの自己資本の充実に関しては、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>(注) 指定親会社グループに該当しないグループのうち、海外進出先の監督当局からグループとしての（連結ベース等での）財務の健全性についての</p>	<p>指定親会社グループの自己資本の充実に関しては、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>(注) 指定親会社グループに該当しないグループのうち、海外進出先の監督当局からグループとしての（連結ベース等での）財務の健全性についての</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>モニタリングを我が国で受けていることが求められているものが、金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2-1(2)②に基づいて合算自己資本及び所要自己資本を計算する場合において、グループ内の金融商品取引業者が自己資本規制告示第10条の規定に基づき内部管理モデル方式の承認を得ているときは、同方式を用いてグループとしての所要自己資本の額のうち市場リスク相当額を算出できるものとする。</u></p>	<p><u>モニタリングを我が国で受けていることが求められているものについて、当該グループ内の金融商品取引業者が自己資本規制告示第10条の規定等に基づき内部管理モデル方式の承認を得ているときは、同方式を用いてグループとしての市場リスク相当額を算出できるものとする。</u></p>
<p>IV-5-3-1~IV-5-3-6 (略)</p>	<p>IV-5-3-1~IV-5-3-6 (略)</p>
<p>IV-5-3-7 早期警戒制度</p>	<p>IV-5-3-7 早期警戒制度</p>
<p>(1) 基本的考え方 (略)</p>	<p>(1) 基本的考え方 (略)</p>
<p>(2) ヒアリング</p>	<p>(2) ヒアリング</p>
<p>① <u>半年毎の決算ヒアリングや総合的なヒアリング等</u>により、収益性や収益管理態勢等の状況を常時把握し、分析等を行う。</p>	<p>① <u>決算に関するヒアリング等</u>により、収益性や収益管理態勢等の状況を常時把握し、分析等を行う。</p>
<p>② 必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、最終指定親会社の経営者に対し、収益性の改善に向けた経営戦略や業務再構築に向けた取組み方針等について確認する。</p>	<p>② 必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、最終指定親会社の経営者に対し、収益性の改善に向けた経営戦略や業務再構築に向けた取組み方針等について確認する。</p>
<p>③ 最終指定親会社の「中期経営計画」等が策定されたときは、随時のヒアリングを行い、経営戦略や業務再構築にむけた取組み内容等を検証する。</p>	<p>③ 最終指定親会社の「中期経営計画」等が策定されたときは、随時のヒアリングを行い、経営戦略や業務再構築にむけた取組み内容等を検証する。</p>
<p>(3) 早期警戒制度 (略)</p>	<p>(3) 早期警戒制度 (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
IV-5-4 (略)	IV-5-4 (略)
IV-5-5 リスク管理態勢	IV-5-5 リスク管理態勢
IV-5-5-1 (略)	IV-5-5-1 (略)
<p>IV-5-5-2 流動性リスク管理態勢</p> <p>指定親会社グループ（特に、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループ）の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-4 <u>及び金融検査マニュアル</u>を参照。</p>	<p>IV-5-5-2 流動性リスク管理態勢</p> <p>指定親会社グループ（特に、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループ）の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-4 を参照。</p>
IV-5-5-3 (略)	IV-5-5-3 (略)
IV-5-6、IV-5-7 (略)	IV-5-6、IV-5-7 (略)
IV-6 (略)	IV-6 (略)
<p>IV-7 外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について</p> <p>外国持株会社等グループ（<u>金融コングロマリット監督指針Ⅰ-1(4)に記載する「外国持株会社等グループ」</u>をいう。以下IV-7において同じ。）にお</p>	<p>IV-7 外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について</p> <p>外国持株会社等グループ（<u>外国持株会社等がその経営を管理する金融グループ</u>をいう。以下IV-7において同じ。）においては、グループ本部等（グルー</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>いては、グループ本部等（グループ全体または日本拠点を含むグループ各社を管理・統括する立場にある社をいう。以下Ⅳ－７において同じ。）が行う経営管理やリスク管理に関する問題が顕在化することとなれば、当該グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者にも、直接の影響が及ぶおそれがある。過去には、資金調達の相当部分を市場に依存しつつ、過度なレバレッジにより業務を拡大していた金融機関グループにおいて、不十分なリスク管理の下で過大な短期利益の追求が行われたこと等を背景として、財務の健全性や流動性に問題を抱えることとなったものも見られ、その日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務の継続性に深刻な影響が及んだ例もある。</p> <p>したがって、外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について、Ⅳ－１からⅣ－４までの項目に沿って監督を行う際には、<u>金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえるとともに、特に以下の点にも留意することとする。</u></p> <p>なお、外国持株会社等グループの態様は様々であり、リスクの特性や波及過程の多様性を反映して、グループ全体の管理態勢も異なる特色を有している。日本拠点が担う役割等についても、相応の人員・資産規模を有しているものやリスクの大きいビジネスモデルを展開しているものもあれば、人員・資産ともに小規模であって主に母国向けのサービスに特化しているものもある。また、国内拠点である第一種金融商品取引業者が外国法人の支店等の形態をとる場合は、我が国の<u>金融商品取引法</u>その他の関連法令諸規則が直接的に適用されない場合がある外国法人に直接従属するといった特性にも、注意が必要である。こうしたことから、実際の監督に当たっては、各グループの経営上の特色や日本拠点の業務等の特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。</p>	<p>プ全体または日本拠点を含むグループ各社を管理・統括する立場にある社をいう。以下Ⅳ－７において同じ。）が行う経営管理やリスク管理に関する問題が顕在化することとなれば、当該グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者にも、直接の影響が及ぶおそれがある。過去には、資金調達の相当部分を市場に依存しつつ、過度なレバレッジにより業務を拡大していた金融機関グループにおいて、不十分なリスク管理の下で過大な短期利益の追求が行われたこと等を背景として、財務の健全性や流動性に問題を抱えることとなったものも見られ、その日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務の継続性に深刻な影響が及んだ例もある。</p> <p>したがって、外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について、Ⅳ－１からⅣ－４までの項目に沿って監督を行う際には、特に以下の点にも留意することとする。</p> <p>なお、外国持株会社等グループの態様は様々であり、リスクの特性や波及過程の多様性を反映して、グループ全体の管理態勢も異なる特色を有している。日本拠点が担う役割等についても、相応の人員・資産規模を有しているものやリスクの大きいビジネスモデルを展開しているものもあれば、人員・資産ともに小規模であって主に母国向けのサービスに特化しているものもある。また、国内拠点である第一種金融商品取引業者が外国法人の支店等の形態をとる場合は、我が国の<u>金商法</u>その他の関連法令諸規則が直接的に適用されない場合がある外国法人に直接従属するといった特性にも、注意が必要である。こうしたことから、実際の監督に当たっては、各グループの経営上の特色や日本拠点の業務等の特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
IV-7-1～IV-7-6 (略)	IV-7-1～IV-7-6 (略)
IV-8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保 (略)	IV-8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保 (略)
V. 監督上の評価項目と諸手続 (第二種金融商品取引業) (略)	V. 監督上の評価項目と諸手続 (第二種金融商品取引業) (略)
VI. 監督上の評価項目と諸手続 (投資運用業)	VI. 監督上の評価項目と諸手続 (投資運用業)
VI-1 経営管理 (投資運用業) (略)	VI-1 経営管理 (投資運用業) (略)
VI-2 業務の適切性 (投資運用業) (略)	VI-2 業務の適切性 (投資運用業) (略)
VI-3 諸手続 (投資運用業)	VI-3 諸手続 (投資運用業)
VI-3-1 登録 (略)	VI-3-1 登録 (略)
VI-3-2 承認及び届出等	VI-3-2 承認及び届出等
VI-3-2-1 承認 (略)	VI-3-2-1 承認 (略)
VI-3-2-2 届出 金商法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下の点に留意して取り扱うこととする。特に、金商法第 35 条第 2 項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致す	VI-3-2-2 届出 金商法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下の点に留意して取り扱うこととする。特に、金商法第 35 条第 2 項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致す

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>るものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、合致しない業務については、金商法第 35 条第 4 項の規定による承認申請を行わせるものとする。</p> <p><u>(1) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u></p> <p>① 取扱対象 <u>取扱対象が純度が高く世界的に市場の確立した流通性の高い金地金又は金貨となっているか。</u></p> <p>② 仕入れ <u>仕入先との契約に当たっては、①自社が原則として在庫を所有しないこと、②仕入れた現物については必ず仕入先が買取りに応じることの2点を当該契約に盛り込むことにより、自社又は関連会社等が過大な在庫を所有することがないこととなっているか。なお、延べ取引においては、先物予約の履行を担保する旨を仕入先との契約に盛り込んでいるか。</u></p> <p>③ 対顧客業務 <u>販売方法について、以下の諸点が遵守されているか。</u></p> <p>イ. 販売方法 <u>a. 現物取引に限るものとし、先物取引は行わないこと。</u> <u>b. 累積投資の方法による販売は、顧客に対し、事前にその仕組みを明示した書面を交付し十分な説明を行うなど適正に行うこと。</u></p> <p>ロ. 勧誘 <u>金投資は、投資者自身の判断と責任において行われるべきものであり、投資勧誘に際しては、以下の諸点が遵守されているか。</u></p>	<p>るものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、合致しない業務については、金商法第 35 条第 4 項の規定による承認申請を行わせるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>a. <u>金価格の動きに関し断定的判断を提供して行う勧誘は行わない。</u></p> <p>b. <u>投資者の意向、金投資に関する知識及び経験並びに投資資金の量及び性格に応じた適切な投資勧誘を行うこと。</u></p> <p>c. <u>損失補償を約したり、特別な利益を提供して行う投資勧誘は行わないこと。</u></p> <p>d. <u>短期間に頻繁に売買（有価証券と金との乗換え売買を含む。）を行うことを勧誘しないこと。</u></p> <p>e. <u>顧客から売買の別、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行う売買取引は行わないこと。</u></p> <p>ハ. <u>顧客への証書等の交付</u> <u>顧客への証書等の交付に際しては、以下の諸点が遵守されているか。</u></p> <p>a. <u>保護預り証等の交付</u> <u>保護預り取引又は現物引渡し取引のそれぞれの場合に応じ、保護預り証（保護預り取引の場合に限る。）、受渡計算書、買取請求書（現物引渡し取引の場合、現物に付して自社が買取りに応じる旨を明示した書類）等顧客との権利義務関係を明確にするため又は取引の円滑化を図るため必要な証書等を顧客に交付すること。</u> <u>ただし、延べ取引については、売買の内容及び寄託残高について受渡しの都度取引明細書を交付する場合にはその交付をもって保護預り証の交付に代えることができるものとする。また、金地金累積投資については金地金の買付けの履歴及び保護預り残高を記載した通知書を6月に1回以上交付する場合には、保護預り証、受渡計算書の交付を省略できるものとする。</u></p> <p>b. <u>金地金取引約款の交付</u> <u>保護預り取引又は現物引渡し取引のいずれの場合にも、金地金取</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>引に係る事故防止並びに投資者保護の観点から、顧客との権利義務に関する事項等を明示した金地金取引約款を取引開始時及び当該約款の内容の変更時に必ず顧客に交付すること。</u></p> <p>二. 価格の決定等</p> <p><u>価格の決定等には、以下の諸点が遵守されているか。</u></p> <p>a. <u>売買価格は、円建てとし、国内及び海外市場における取引価格、外国為替相場等を斟酌して適正に決定すること。また、延べ取引に係る仕入先に対する買付価格については実勢価格とし、売戻価格及び顧客との売買価格はそれを基準に算出すること。</u></p> <p>b. <u>毎取引日において売買価格をすべての取扱店舗の店頭に表示し、その価格により約定するものとし、予約注文又は成行注文は行わないこと。</u></p> <p>④ 保管</p> <p><u>保管について、以下の諸点が遵守されているか。</u></p> <p>イ. <u>保護預り証、現物引換証及び現物受付票等、現物の寄託に基づき発行する預り証については、その譲渡・質入れは行わないこと。</u></p> <p>ロ. <u>現物を取り扱う金融商品取引業者が保護預り取引を行うに当たっては、預り業務に見合う現物の手当てを行い、保管すること。</u></p> <p>ハ. <u>保護預り残高については、1年に1回以上照合通知書によりその残高を顧客に通知すること。</u></p> <p>⑤ 買取り</p> <p><u>自社が販売した金地金（保護預り証による場合を含む。）については、顧客から買取り請求があった場合には、原則として店頭においてこれを買取ることとしているか。</u></p> <p>⑥ 代理業務等</p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>代理業務等は、次に定めるところにより行う延べ取引及び金地金累積投資に係るものに限ることとしているか。</u></p> <p><u>イ. 延べ取引の委託の代理業務等</u></p> <p><u>a. 募集金融商品取引業者等に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われる延べ取引に係る業務の全部又は一部を募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。</u></p> <p><u>b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。</u></p> <p><u>i) 延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、申込みに係る延べ取引が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けること。</u></p> <p><u>ii) 代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。</u></p> <p><u>ロ. 金地金累積投資の委託の代理業務等</u></p> <p><u>a. 金地金累積投資に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集金融商品取引業者等に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われるべき金地金累積投資に係る業務の一部又は全てを募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。</u></p> <p><u>b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。</u></p> <p><u>i) 金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、申込みに係る金地金累積投資が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けるこ</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>と。</p> <p><u>ii) 代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。</u></p> <p>(2) 民法第 667 条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務及び商法第 535 条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（金商法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる行為を行う業務を除く。） （略）</p> <p>(3) 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（略）</p> <p>VI-3-2-3～VI-3-2-7 （略）</p> <p>VI-3-3 投資法人に係る事務処理上の留意点（略）</p> <p>VII. ～VIII. （略）</p> <p>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性 （略）</p> <p>IX-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) 主な着眼点 （略）</p>	<p>(1) 民法第 667 条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務及び商法第 535 条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（金商法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる行為を行う業務を除く。） （略）</p> <p>(2) 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（略）</p> <p>VI-3-2-3～VI-3-2-7 （略）</p> <p>VI-3-3 投資法人に係る事務処理上の留意点（略）</p> <p>VII. ～VIII. （略）</p> <p>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性 （略）</p> <p>IX-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) 主な着眼点 （略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された適格機関投資家等特例業者等の課題については、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて金商法第 63 条の 6（金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく報告を求める。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 63 条の 5 第 1 項（金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第 63 条の 5 第 2 項（金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく業務停止命令又は金商法第 63 条の 5 第 3 項（金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）の施行日より前に、投資者に対して虚偽告知又は損失補てんを行っていると思われる場合には、金商法第 63 条の 6 の規定に基づく報告を求める。その結果、当該業者が当該行為を行っていることが認められた場合には、別紙様式区－1 により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。また、警告等の措置をとった場合の対応は、Ⅱ－1－<u>1</u>（<u>7</u>）④に準</p>	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された適格機関投資家等特例業者等の課題については、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて金商法第 63 条の 6（金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく報告を求める。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 63 条の 5 第 1 項（金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第 63 条の 5 第 2 項（金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく業務停止命令又は金商法第 63 条の 5 第 3 項（金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合又は改正法附則第 48 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）の施行日より前に、投資者に対して虚偽告知又は損失補てんを行っていると思われる場合には、金商法第 63 条の 6 の規定に基づく報告を求める。その結果、当該業者が当該行為を行っていることが認められた場合には、別紙様式区－1 により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。また、警告等の措置をとった場合の対応は、Ⅱ－1－<u>4</u>（<u>4</u>）④に準</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>じて行う。</p> <p>Ⅸ－１－２ 実態把握</p> <p>(1) 実態把握に当たっての留意事項 (略)</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された適格機関投資家等特例業者等の課題については、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて金商法第 63 条の 6 の規定に基づく報告を求める。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 63 条の 5 第 1 項の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第 63 条の 5 第 2 項の規定に基づく業務停止命令又は同条第 3 項の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）の施行日より前に、投資者に対して虚偽告知又は損失補てんを行っていると思われる場合又は顧客資産の流用など投資者保護上問題のある行為を行っていると思われる場合には、金商法第 63 条の 6 の規定に基づく報告を求める。その結果、当該業者が当該行為を行っていることが認められた場合には、別紙様式Ⅸ－１又はⅨ－２により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。また、警告等の措置をとった場合の対応は、Ⅱ－１－<u>1</u> (7) ④に準じて行う。</p>	<p>じて行う。</p> <p>Ⅸ－１－２ 実態把握</p> <p>(1) 実態把握に当たっての留意事項 (略)</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された適格機関投資家等特例業者等の課題については、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて金商法第 63 条の 6 の規定に基づく報告を求める。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 63 条の 5 第 1 項の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第 63 条の 5 第 2 項の規定に基づく業務停止命令又は同条第 3 項の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）の施行日より前に、投資者に対して虚偽告知又は損失補てんを行っていると思われる場合又は顧客資産の流用など投資者保護上問題のある行為を行っていると思われる場合には、金商法第 63 条の 6 の規定に基づく報告を求める。その結果、当該業者が当該行為を行っていることが認められた場合には、別紙様式Ⅸ－１又はⅨ－２により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。また、警告等の措置をとった場合の対応は、Ⅱ－１－<u>4</u> (4) ④に準じて行う。</p>